破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９２号
茨城県古河市大堤772番地　メルベーユ小倉Ａ棟101号室、前住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林393番地７　美行ハイツＡ－201号
債務者　八木茉莉奈
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６０４号
埼玉県所沢市三ケ島１丁目780番地の３
債務者　野村　和子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６１８号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番６－107号
債務者　イラクレウス　パニコス
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９８号
長野県上田市古安曽1720番地
債務者　関　　佳明
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１２８号
静岡県富士市水戸島元町12番５号　ドミール21ＥＡＳＴ205号
債務者　吉原　康成
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７６８号
広島市安佐北区亀崎２丁目20番92－201号
債務者　秋山　隆之
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７７８号
広島市安佐南区中筋３丁目16番34号　中側
債務者　山路　郁子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８６号
広島市中区千田町１丁目６番２号　碓井方３Ｆ
債務者　今井　相美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９５号
松山市吉藤３丁目10－34ウッドパークＮＡ－202、住民票上の住所広島市南区西蟹屋１丁目１番43－501号
債務者　重見　　亮
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８５２号
大阪市城東区放出西３丁目15番１－101号
債務者　山口　泰代
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２１号
大阪市東淀川区豊新１丁目19番８号
債務者　谷口富士雄
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２６号
大阪府東大阪市古箕輪１丁目３番31号
債務者　砂原　祐司
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０９０号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目４番５号
債務者　マリンクラブこと　大枝　峰夫
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５３号
大阪市東住吉区駒川５丁目６番３号サンハイツ駒川302号、前住所大阪市淀川区十三本町３丁目７番46－302号
債務者　若松久美子（旧姓會田）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１６３号
大阪府高槻市登町12番Ａ15－504号
債務者　宮田久美子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２７号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番25号　タウンコートタカラ　301
債務者　峠坂　信彦
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２９号
大阪市住吉区苅田２丁目４番22号
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部